

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和6年8月28日
開会時刻	午前10時27分
閉会時刻	午前10時46分
出席委員名	◎辻 孝記 ○川口 浩 久保 真 鈴木豊司
	岡田善行 西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について
	2 いせ市民活動センターの指定管理について
	3 伊勢市一之木地区集会所の廃止について
	4 二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について 《報告案件》
	5 所管事業の令和6年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明員	情報戦略局長、情報戦略局次長、企画調整課長、企画調整課副参事
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長、人権政策課長
	二見総合支所長
	その他関係参与

協議経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について」外3件を協議した。

次に「所管事業の令和6年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を協議し、12月定例会までに5事業程度を選定し、実施することとした。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時27分

◎辻孝記委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について】

◎辻孝記委員長

それでは、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

●鳥堂情報戦略局長

本日は御多用の中、総務政策委員会に引き続き、総務政策委員協議会をお開きいただきましてありがとうございます。

本日御協議をいただきます案件につきましては、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について」を含め、報告案件も合わせまして4件ございます。

こちらにつきましては、各担当から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎辻孝記委員長

企画調整課副参事。

●日置企画調整課副参事

それでは、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について」御説

明申し上げます。資料1を御覧ください。「1 計画の概要」を御覧ください。(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、計画期間が令和2年度から令和6年度までであり、人口減少の克服と持続可能な地域づくりを目的として、4つの基本目標と15の施策の基本的方向で構成されています。(2) 総合計画(中期基本計画)につきましては、令和4年度から令和7年度までであり、総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的として、8つの分野横断課題と8つの政策分野で構成されています。(3) 両計画の関係でございますが、①総合戦略の策定目的である人口減少の克服と持続可能な地域づくりは、総合計画を進めるうえで大前提となるものでございます。そして、②両計画のいずれも全政策分野を対象とした方向性、施策を定める計画となっております。

次に、「2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂」を御覧ください。両計画は近似する計画であるため、策定、進行管理における重複や市民の方が見たときの分かりづらさなどの課題がございます。そこで、両計画を統合することで、策定、進行管理における事務の合理化、効率化を図るとともに、皆様方に分かりやすい進行管理を行うことができると考えています。(1) 統合手順でございますが、下の図と併せて御覧ください。まず、①ですが、総合戦略と総合計画の計画期間にはずれがありますので、現総合戦略の計画期間を1年延伸します。次に、②ですが、令和8年度に総合計画後期基本計画を総合戦略の要件を踏まえた内容で策定いたします。2ページを御覧ください。(2) 総合戦略の計画期間延伸に係る改訂でございますが、①計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの期間を令和7年度までに1年延伸します。②改訂事項につきましては、現在の計画を基礎として、時点修正や目標値の再設定、デジタル技術を活用した具体的取組を追加いたします。③改訂スケジュールでございますが、7月に伊勢市まち・ひと・しごと創生会議を開催し、御協議いただきました。その中で、本件については適切であるという答申をいただきました。今後につきましては、本日、本協議会で御協議いただきました後、11月以降に開催を予定しております伊勢市まち・ひと・しごと創生会議で、改訂案の御審議をいただきます。その後、総務政策委員協議会に改訂案をお示しさせていただき、今年度中の改訂を予定しております。

「3 参考」につきましては、国の調査結果と三重県の状況を記載してございますので御高覧ください。

以上、「第2期伊勢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画改訂について」御説明いたしました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【いせ市民活動センターの指定管理について】

◎辻孝記委員長

次に、「いせ市民活動センターの指定管理について」を御協議願います。
当局から説明をお願いいたします。
市民交流課長。

●山下市民交流課長

それでは、いせ市民活動センターの指定管理につきまして御説明いたします。資料2を御覧ください。「1. 施設の名称及び所在地」については記載のとおりでございます。

「2. 業務内容」ですが、いせ市民活動センターの管理運営を指定管理により行っております。

「3. 指定期間」ですが、表の左側に記載のありますとおり、現在は第8期目で指定期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となっております。次の第9期については、右側に記載のとおり、令和7年4月1日から令和8年3月31日の1年間を予定しております。

この指定期間につきましては、「4. 指定期間の変更および指定管理者」にありますように、令和7年度内にいせ市民活動センターの建物改修工事を予定しており、その間は、管理運営業務が通常の年とは異なるため、令和7年度の1年間とし、また、指定管理者につきましては、指定期間が短いことから、公募は行わず、現行の特定非営利活動法人いせコンビニネットを指定したいと考えております。

なお、「5. 指定管理の状況」には、現行の第8期の指定管理の状況、また令和3年度から5年度の利用者数を記載しております。

以上、いせ市民活動センターの指定管理について御説明申し上げました。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市一之木地区集会所の廃止について】

◎辻孝記委員長

次に、「伊勢市一之木地区集会所の廃止について」を御協議願います。
当局からの説明をお願いいたします。
人権政策課長。

●宮本人権政策課長

まず始めにですね、このたび直前の資料の差し替えになりましたこと、誠に申し訳ありませんでした。

それでは、「伊勢市一之木地区集会所の廃止について」御説明申し上げます。資料3を

御覧ください。始めに「1 一之木地区集会所について」でございます。地区集会所につきましては、周辺地域を含めた地域住民が憩いの場として集い、様々な日常交流の中で人権問題についての理解を深めることにより、市民の福祉の増進及び生活文化の向上に寄与するため設置しているところでございます。

次に、「2 一之木地区集会所の廃止について」でございますが、施設類型別計画においては、将来的に譲渡することになっておりましたが、昭和57年に開設された施設でありまして、かなり老朽化しているため、今後の維持管理が困難な状況となることから、地元住民の方々と協議を行った結果、令和6年度末で廃止し、令和7年度に施設の解体を行いたいと考えております。

次に、「3 スケジュール」についてでございますが、この後協議会でお認めいただきましたら、9月議会に伊勢市地区集会所条例の一部改正の議案の提出と施設の除却に係る予算を計上し、令和7年度に施設の解体を行う方向で考えております。

以上、「伊勢市一之木地区集会所の廃止について」御説明させていただきました。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎辻孝記委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

久保委員。

○久保真委員

少しだけ、聞かせてください。スケジュールも聞かせていただいて理解してます。解体後の跡地の利用について、跡地はどうなるかということと、今まで憩いの場として集まってもらったその集会所は、今後どの施設でそういうことが代替として行われていくのかというのだけ少し聞かせていただければいいです。

◎辻孝記委員長

人権政策課長。

●宮本人権政策課長

施設解体後の土地の利用につきましては売却する方向で考えていきたいと考えております。また、その施設を解体後の代替地としましては、一之木町会の事務所のほうを使用していただけると町会長のほうからも確認させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

久保委員。

○久保真委員

分かりました。結構です。ありがとうございます。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について《報告案件》】

◎辻孝記委員長

続いて報告案件に入ります。

「二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について」当局から報告をお願いします。

二見総合支所長。

●野中二見総合支所長

それでは、「二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について」御説明申し上げます。本年度で指定管理期間が満了となる対象施設については、施設類型別計画において、第1期の令和6年度までに地元自治会に譲渡する計画となっておりましたが、譲渡手続等に時間を要することから、譲渡等の期限を最長3年間延長できることとしております。これらの施設につきましては、次の期間についても指定管理者による管理を考えておりますが、譲渡等の期限に合わせ、原則5年の指定管理期間を3年に変更しようとするものでございます。対象となる施設でございますが、2に記載のコミュニティセンター4施設でございます。

「3 指定管理期間」についてでございます。次期の指定管理期間を令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間といたします。なお、この指定管理期間中に施設の譲渡等を行うこととなった場合は、その段階で当該施設について用途廃止をすることとし、期間については短縮するものでございます。

「4 指定管理者選定方法」ですが、当該施設は、地域コミュニティーの中核施設として重要な役割を果たしておりますので、引き続き地元自治会を指定管理者として指定したいと考えております。

「5 今後の予定」でございますが、市議会12月定例会に指定管理者の指定の議案提出を予定しております。

以上、「二見地区コミュニティセンターの指定管理期間の変更について」御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

少しだけお聞かせください。指定期間3年間の延長というものは、昨年5月の協議会の御報告をいただきまして理解をさせてもらっております。それで、公民館等の譲渡の問題でございますが、これは市民の公平性を担保する上からでも、大変重要な課題であるというふうに私は思っております、しっかりと対応していただきたいなというふうに思っております。その中で、お聞きするんですが、大変難しい話なんですが、現在までの地元との話合いの状況はいかがでしょうか。どの程度協議してもらっておるのか、御説明いただけますか。

◎辻孝記委員長

二見総合支所長。

●野中二見総合支所長

地元との話合いですけれども、昨年12月には、二見町地区の区長会でまず概要を説明させてもらっております。そして、4月には区長様が代わられるということもありまして、4月の区長会で新しい区長にとめ直しの概要を説明させてもらっています。その後、自治会長様、区長様、役員さん、また地元の評議員会など、様々なレベルではございますけれども、丁寧な説明をさせてもらっているところでございます。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ありがとうございます。頑張ってもらいたいと思います。

1件目譲渡ができれば、恐らく次々進んでいくような気がするんですけど。支所長さんとしてこれからの見通しというんですか、どのように感じておられるかお聞かせいただけますでしょうか。

◎辻孝記委員長

二見総合支所長。

●野中二見総合支所長

あくまで感触でしか今ないんですけども、不要であるというところはないというふうには感じております。後は譲渡と管理主体変更とありますけれども、そのあたりはまだちょっと決めかねているところもありまして、やはり皆さん地元のことでありますので、総会ではっきり決めたいというふうに慎重になられておるといふような状況でございます。以上です。

◎辻孝記委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう1点ですね、最後なんです、この譲渡の条件に法人格の取得という部分があったと思います。昨年、話伺ったときには、西と光の街と今一色、こちらにつきましては、地縁団体の認可を受けておるということで報告があったんですが、その後、三津と江ですね、こちらの認可状況はいかがでしょうか。

◎辻孝記委員長

二見総合支所長。

●野中二見総合支所長

認可地縁団体の認可の状況でございますが、今おっしゃられた地区以外に協議会で報告させてもらった後、三津地区が12月に認可地縁団体となっております。江につきましては引き続きサポートしながら、引き続き対応してまいりたいと思います。以上です。

◎辻孝記委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【所管事業の令和6年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎辻孝記委員長

次に、「所管事業の令和6年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について、常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。

昨年度は11月22日に実施し、5事業について報告をいただきました。過去の選定事業については、資料5-1、年度別選定事業表のとおりであります。

今年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方につきましてでございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら9月4日水曜日までに正副委員長、または事務局の担当書記へ御連絡をお願いしたいと思います。

参考としまして、資料5-2、令和6年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思います。併せて閉会中の継続調査の申出も決定したいと思います。

この件について、委員の皆さんから何か御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御発言もないようですので、本件については5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前10時46分